入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成26年８月20日
分任支出負担行為担当官
防衛省装備施設本部副本部長
（艦船車両担当）　市川　武彦
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13
○第34号
1　掲載日
平成26年６月19日第17号（号外政府調達第113号）
2　訂正内容
⑴　２ページ２段目上から13行目
「⑵　紙入札、郵送による入札書、及び電子入札による入札書の受領期限　平成26年８月21日18時00分
⑶　開札の日時及び場所
1⑵①　平成26年８月22日10時00分
1⑵②　平成26年８月22日10時10分
1⑵③　平成26年８月22日10時20分
装備施設本部第１入札室」を
「⑵　紙入札、郵送による入札書、及び電子入札による入札書の受領期限
1⑵①　平成26年９月８日18時00分
1⑵②③　平成26年８月21日18時00分
⑶　開札の日時及び場所
1⑵①　平成26年９月９日10時00分　装備施設本部第２入札室
1⑵②　平成26年８月22日10時10分
1⑵③　平成26年８月22日10時20分
装備施設本部第１入札室」に、
⑵　２ページ４段目上から９行目
「⑺　Time-limit for tender：18：00　21 August 2014」を「⑺　Time-limit for tender：
6⑶①　18：00　9 September 2014
6⑶②③　18：00　21 August 2014」に訂正します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年８月20日
支出負担行為担当官
四国地方整備局長　三浦　真紀
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　平成26―28年度市野瀬橋上部工事
⑶　工事場所　高知県幡多郡黒潮町市野瀬
⑷　工事内容　工事延長Ｌ＝280m、ＰＣ３径間連続ラーメン箱桁橋Ｌ＝264m、最大支間長Ｌ＝125.5m、幅員Ｗ＝10.14m
⑸　工期　平成28年９月30日まで
⑹　使用する主要な資機材
コンクリート　約3,250㎥、鋼材　約430ｔ、ＰＣ鋼材　約140ｔ
⑺　工事の実施形態
１）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。
２）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
３）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
４）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（単価個別合意方式）によることとする。
５）本工事は、資料提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。
⑻　本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。
⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
⑽　本工事は標準歩掛のない歩掛を、見積もりに必要な図面等に関する質問書の回答期限までに競争参加資格の有る者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。
2　競争参加資格
次の⑴から⑿までの要件を全て満たす者（単体企業）又は⑴から⑿までの要件を全て満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年８月20日付け四国地方整備局長）に示すところにより、四国地方整備局長から「平成26―28年度　市野瀬橋上部工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　四国地方整備局における平成25・26年度一般競争参加資格のうち、「プレストレスト・コンクリート工事」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成11年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、競争参加資格申請者が共同企業体である場合にあっては全ての構成員が平成11年度以降に元請けとして同種工事の施工実績を有していること。
◆下記の㋐から㋓の要件のいずれをも満たすＰＣ上部工事。
㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＢ活荷重）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
㋑　橋梁形式が床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続橋であること。
㋒　最大支間長が90m以上であること。
㋓　架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。
ただし、上記㋐から㋓は同一工事であること。
なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑸　提出する技術提案が適正であること。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。
１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
２）平成11年度以降に元請けとして、同種工事（上記⑷に掲げる工事）の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、競争参加資格申請者が経常建設共同企業体である場合にあっては構成員のうち１社の配置予定技術者が、競争参加資格申請者が特定建設共同企業体である場合にあっては代表者の配置予定技術者が、平成11年度以降に元請けとして同種工事（上記⑷に掲げる工事）の経験を有していること。
なお、当該経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る経験である場合にあっては工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
３）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるのでその旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。